

議案第 74 号

太宰府市下水道条例の一部を改正する条例について

上記について、別案のとおり改正する。

令和3年11月 9日 提出

太宰府市長 楠 田 大 蔵

理 由

下水道使用料について、令和4年4月1日使用分から平均改定率7.58%減を実施するため、条例の一部を改正する必要性が生じたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

太宰府市下水道条例の一部を改正する条例

〔 令和 年 月 日 〕
〔 条 例 第 号 〕

太宰府市下水道条例（昭和 57 年条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

別表中「836 円」を「825 円」に、「170 円 50 銭」を「143 円」に、「203 円 50 銭」を「176 円」に、「236 円 50 銭」を「209 円」に、「258 円 50 銭」を「242 円」に、「280 円 50 銭」を「275 円」に、「341 円」を「308 円」に、「374 円」を「341 円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の太宰府市下水道条例別表の規定にかかわらず、施行日前から継続している下水道の使用で、施行日から令和 4 年 5 月 31 日までの間に使用料の支払いを受ける権利が確定されるものに係る使用料については、なお従前の例による。